

生垣助成制度

潤いのある緑豊かな環境づくりと地震や火災などの災害に強いまちづくりの一環として、生垣づくりを奨励するための制度です。

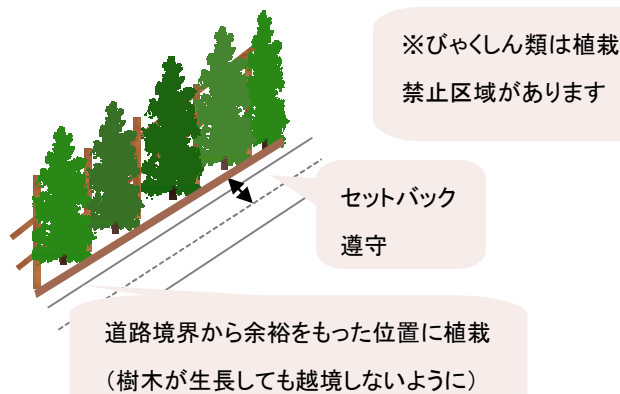
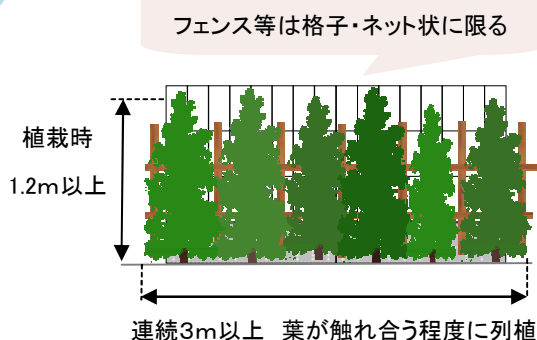
助成対象者

- 市川市内に建物敷地を所有し又は使用する者で、新たに接道部に生垣を設置する者

※以下は対象外

- 販売を目的として所有する建物敷地の接道部及び隣地境界部に生垣を設置する者
- 市川市宅地開発事業の施行における事前協議の手続き及び公共施設等の整備に関する基準等を定める条例（平成13年12月27日条例第35号）の規定に基づく緑化施設として生垣を設置する者
- 既存の生垣を造り替える者

助成条件



- 1箇所当りの連続の長さが10m以上のものについては、道路から見える位置に、標識板を設置する
- 助成金の交付を受けたものは、生垣設置後10年間は、生垣を良好な状態で管理しなければならない。
※『生垣の管理に関する覚書』を締結

助成対象費用及び助成金額

助成対象費用	助成金額
生垣設置費：樹木・客土・竹・丸太等の補助材料の購入費、植栽費	15,000円/m
※申請者自ら植栽（設置）する場合の植栽（設置）費は対象外	
既存ブロック塀等を撤去、処分する費用	5,000円/m
※申請者自ら撤去、処分する場合の手間は助成の対象としない	
※「市川市危険コンクリートブロック塀等対策事業補助金」の交付を受ける場合は対象外	
合計	20,000円/m